



# 鳥取県公報

平成 28 年 2 月 2 日 (火)  
第 8 7 7 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (68) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (69) (〃) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (70) (環境立県推進課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (71・72) (企業支援課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (73) (通商物流課) . . . . . 4
	保安林の指定予定 (2 件) (74・75) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	土地改良区の清算人の退任 (76) (東部農林事務所) . . . . . 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) . . . . . 5
◇ 正 誤	平成26年10月 8 日付鳥取県規則第45号中訂正 . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月2日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ウェルアップ鳥取	有限会社ウェルアップ鳥取	鳥取市吉成192	平成28年1月12日	平成28年1月31日	特定福祉用具販売

## 鳥取県告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月2日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ウェルアップ鳥取	有限会社ウェルアップ鳥取	鳥取市吉成192	平成28年1月12日	平成28年1月31日	特定介護予防福祉用具販売

## 鳥取県告示第70号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定審査会	鳥取県地球温暖化防止活動推進センター第3期指定の審査に関する事項	平成28年2月2日から同年3月31日まで	環境立県推進課

## 鳥取県告示第71号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
開放倉庫米子店 米子市新開五丁目1-7
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 ヤマダ電機テックランド米子店

変更後 開放倉庫米子店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町 1 - 1

変更後 株式会社開放倉庫 代表取締役 佐藤 巖 京都府木津川市山城町椿井畑岡 40 - 1

4 変更年月日

平成28年 1 月 20 日

5 届出年月日

平成28年 1 月 20 日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成28年 2 月 2 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 2 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

開放倉庫米子店 米子市新開五丁目 1 - 7

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町 1 - 1

3 変更する事項

施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 9 時

変更後 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前 2 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

変更後 午前 9 時 30 分から午前 2 時 30 分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

変更前 2

変更後 3

4 変更年月日

平成28年 1 月 21 日ほか

5 届出年月日

平成28年 1 月 20 日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成28年2月2日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第73号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年度鳥取県ウラジオストックビジネスサポートセンター設置運營業務審査委員会	平成28年度鳥取県ウラジオストックビジネスサポートセンター運営事業の受託者の選定に関する事項	平成28年2月2日から同年3月31日まで	通商物流課

鳥取県告示第74号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町根雨字妻ノ神谷45の3、寺ノ上60の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第75号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町濁谷字宮ノ谷一365、366、字宮ノ谷二370から372まで、字下町屋敷廻り380

2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第76号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人大伊土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成28年2月2日

鳥取県東部農林事務所長事務取扱鳥取県東部農林事務所副所長 加 藤 裕 利

退任した清算人の氏名及び住所

堀 場 敦	八頭郡八頭町塩上234
田 中 武 志	八頭郡八頭町船岡殿212
山 根 篤 美	八頭郡八頭町船岡殿563
高 木 勝 行	八頭郡八頭町水口185
山 本 武	八頭郡八頭町橋本538
前 田 優	八頭郡八頭町下野369
谷 尾 昌 彦	八頭郡八頭町下野266

平成28年1月26日退任

## 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字一ノ谷208の1、210の1、211の1、211の3、字一ノ谷奥530、535、538、字住屋途539、字朽谷570、字大谷奥左571の2、571の3、字尾谷573、字小宇野尾上583の1から583の6まで、584、587、字カツラ谷596、603、604、字半田左平605、606の1、609、610の2、字半田セド642の2、字藤谷奥667の2、668、669の1、字立木口右674の2、679、679の1、679の2、字小谷681、686の2、字オナ谷687の1、687の5から687の8まで、大字真鹿野字草平581の1、581の6、584、字北谷587、字土居ノ瀬戸607、609、字金谷奥634の9、634の12、634の17、636の4、636の8、636の10、650の9、650の10、650の15、字小谷211、663、664の3、字後谷696、697、698の2、699の1から699の5まで、705の2、字本谷奥711、712、718の2、718の4、718の8、718の13、718の38、718の43、719、729、730の5、738の3、738の4、738の17、738の19、742、749、750、751の8、751の13、字酒銭田758の3、758の7、758の9、775、776の1、字寺土居790、字梅ノ木谷799、815、字市略谷822、大字野原字野谷奥229、230、303の1、304の1、字西谷口255、字西谷奥下平263、305の2、305の5、305の8、306の5、307の16、307の34、307の36、307の37、307の41、307の44、字西谷奥上平279、284、292、308の2、308の12、309の5、309の7、309の14、309の23、大字奥本字山本631、632の1、字家ノ

奥634の2、634の3、640の6、645の1、645の2、646、字郷平658、字皆地668の8、字クジャ谷701の7、字松ノ木713の1、714の1、715、716、718の3、718の4、722、733の2、字下モ田732の2、732の3、字坊ヶ谷745の2、747の1、747の2、字梅木谷749の2、751の1、752、753の1、753の2、754、756の2、757の1、字坂ノ谷765の1、765の12、765の18、765の19、765の24、765の36、766から769まで、784の14、792、793の2、793の5、793の6、793の12、793の17、795、801の1、802の1、字笠木口844の2、844の4、845の3、846、字大谷口904の2、906の1、906の3、字三ヶ月907の1、908、909の1、909の2、910の16、910の17、911の1、911の2、913の1、913の2、913の4、915の2、915の5、915の9、字ヒコガ途952、953、956の6、956の10、字又毛口991の1、991の2、992、993の1、994から997まで、字又毛長途1011、1013、1014、1015の1、1016、大字東字塚字隠谷上456の1、字井手ノ上528、字池ノ谷口659、大字大背字ツヅ原奥1551の2、1551の13、1551の25、1559の2、1559の14、1560、1561の1、1561の14から1561の16まで、字カウカ谷奥1565の2、1566

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成27年9月14日付農林水産省告示第2117号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 智頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

---

## 正 誤

平成26年10月8日付鳥取県公報号外第91号の鳥取県規則第45号（鳥取県母子福祉資金等貸付規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 5及び6

誤 平成26年鳥取県規則第44号

正 平成26年鳥取県規則第45号